

木村義次の101年（その4）

99歳の時、ダイヤモンド婚で表彰された。妻と共に老人施設に入居。俳句を趣味とし、ペンクラブに投稿する等で楽しく暮らしていた。孫、ひ孫が会いに来てくれるのを大変喜び、ひ孫の動きには目を細めていた。最後に数日入院したが、あまり苦しむことなく、静かに長い人生を終えた。娘婿の私が言うのも何ですが、「見事に駆け抜けた101年。大往生。」でした。辞世の句は、「とび一羽 我も舞いたい 大空を」。



(竹内)

新型コロナウイルス感染症関連支援策 ～持続化給付金～

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える、給付金(持続化給付金)が支給される予定です。4月13日現在で公表されている事項をまとめてみました。4月の最終週を目途に詳細が公表される予定ですので、ご注目ください。

○給付額:法人:200万円、個人事業者等:100万円。

- 昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

☆売上減少分の計算方法

(前年の総売上(事業収入))-(前年同月比▲50%月の売上×12か月)とする。

☆上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討。

☆売上が減少した月は、2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少したひと月について、事業者が選択する。

○対象者:新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者。

資本金10億円以上の大企業を除き、中堅、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を対象とする予定。また、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象とする予定。

○必要申請書類:住所・口座番号(通帳の写し)に加え、以下の書類を必要とする予定。

- 法人番号(法人事業者)または本人確認書類(個人事業者)
- 2019年の確定申告書類の控え
- 減収月の事業収入額を示した帳簿等(様式不問)

○申請方法:電子申請を予定。

- 必要に応じ、完全予約制の申請支援(必要情報の入力等)を行う窓口を順次設置。
- 電子申請の場合は、申請後、2週間程度で給付(銀行振込)を予定。

○相談窓口:中小企業金融・給付金相談窓口 TEL 0570-783-183(平日・休日 9:00~17:00)

なお、経済産業省HPでは、持続化給付金の他にも、様々な支援策を取りまとめて紹介しています。

最新情報は、「経産省 コロナ」で検索して、ご確認ください。(https://www.meti.go.jp/covid-19/)

当事務所も、今般のコロナ禍に際し、関与先の皆様を役職員一丸となってご支援いたします。

お困り事がございましたら、ぜひご相談ください。

(大寺)

経産省 コロナ



新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（案）

感染拡大が続く新型コロナウイルスの経済への悪影響を緩和するため、財務省において緊急の税制上の措置が講じられていますので、主な事項をまとめてみました。（令和2年4月8日現在）

① 納税猶予の特例

令和2年2月1日以後における一定の期間(1ヶ月以上)において、収入が前年同期比概ね20%以上減少した場合について、1年間納税を猶予する。担保は不要とし、延滞税も免除とする。

② 欠損金の繰戻しによる還付の特例

現在、中小企業(資本金1億円以下の法人)に認められている青色欠損金の繰戻し還付について、いわゆる中堅企業(資本金1億円超10億円以下の法人)も適用できることとする。

(令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に適用)

③ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

現行の中小企業者等が特定経営力向上設備等の取得等をした場合における即時償却又は7%(資本金が3,000万円以下の法人は10%)の税額控除制度について、対象設備にテレワーク等のための設備投資を追加する。

④ 中止等されたイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用

文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額について、観客等の個人所得税の計算上、寄附金控除(所得控除又は税額控除)の対象とする。

⑤ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

A 住宅ローン控除の特例の適用について

住宅ローンを借りて新築した住宅、取得した建売住宅又は中古住宅、増改築等を行った住宅に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、一定の要件を満たす場合には、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用できることとする。

B 中古住宅取得から6ヶ月以内の入居を求める要件について

住宅ローンを借りて取得した中古住宅について、その取得の日から入居までに6ヶ月超の期間が経過していた場合でも、一定の要件を満たす場合には、当該住宅ローンに住宅ローン控除を適用できることとする。

⑥ 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

A 事業者の一定期間(1ヶ月以上)における売上げが著しく減少(前年同期比概ね50%以上)した場合、課税期間開始後における消費税の課税選択に係る適用の変更を可能とする特例を設ける。

B Aにつき、課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用要件等は適用しない。

⑦ 特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税

金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別な貸付けに係る契約書については、印紙税を非課税とする。また既に契約を締結し印紙税を納付した者に対しては、遡及的に適用し、還付を行う。

本特例の実施については、関係法案が国会で成立すること等が前提となります。

(大寺)

資産税係

～ 令和2年度税制改正 低未利用土地等譲渡所得の100万円特別控除 ～

個人が下記の要件を満たす低未利用土地等を譲渡した場合に、長期譲渡所得の金額から100万円を控除する特例措置が創設されました。

- ① 譲渡価額がその上にある建物等を含めて500万円以下の譲渡であること
- ② 所有期間が5年を超えること
- ③ その未利用土地が都市計画区域内に所在すること
- ④ 低未利用土地であったこと及び譲渡後の土地の利用について市区町村による確認が行われたこと
- ⑤ 個人の配偶者その他のその個人と一定の特別の関係がある者に対するものでないこと(親族間譲渡は除外されます)
- ⑥ 適用を受けようとする低未利用土地等と一筆の土地から分筆された土地等について、その年の前年又は前々年に同特例の適用を受けていないこと

土地基本法等一部改正法の施行日(令和2年3月27日)から令和4年12月31日までの間の譲渡について適用されます。

この特例措置の目的は、個人保有の低額な土地等を譲渡した場合の測量費等の負担を軽減することで、低未利用土地の譲渡促進を促進し、さらなる所有者不明土地の発生を防止することです。

(坂田)

建設係

～ 格付け制度等の見直し ～

徳島県の入札・契約制度等の見直しが行われ、主なものは以下のとおりです。

1. 土木一式工事の格付点数の下限値の見直し及び新設

A等級 現行 720点 → 800点 … 令和2年度から実施

B等級 現行なし → 700点 … 令和3年度から実施

2. 格付けにおける若年労働者雇用の評価対象年齢の見直し

現行 30歳未満 → 35歳未満 … 令和3年度の格付けから実施

3. 入札参加資格審査申請における希望工事種別の見直し

「標識設置工事」を単独の希望工事種別として設定 … 令和3・4年度分申請から実施



(岸上)

医療係

～ 新型コロナウイルス感染症対策の費用 ～

全国各地の薬局では、予防のためのマスクや消毒液の売り切れが相次いでいます。中には、会社内での感染予防のため、まとめて購入し、社員に配布した会社もあるようです。

このようにマスク等をまとめて購入した費用は、期末において、使用した分の原価を損金算入し、残りは在庫計上することが原則となっています。

マスク等の消耗品についての取扱いについては「消耗品その他これに準ずる棚卸資産の取得に要した費用の額は、当該棚卸資産を消費した日の属する事業年度の損金の額に算入する」とされています(法基通 2-2-15)。

一方、同通達では「各事業年度ごとにおおむね一定数量を取得し、かつ、経常的に消費するもの」については、継続的に取得し、消費することを条件として、毎期末の在庫計上を省略した取得ベースでの損金算入を認めています。新型コロナウイルス感染症対策として、当事業年度に限り購入するマスク等については、来事業年度以降も継続的に購入し、消費するものではないため、原則通り使用した分についてのみ損金算入することとなります。

(後藤)

リスマネ委員会

～ 新型コロナウイルス感染症に係る特別取扱いについて ～

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、生命保険協会では対策本部を設置しているようです。こんな時だからこそ、解約せずに継続していくことが望ましいと思いますので取扱いの実施について一部、掲載いたします。

○新型コロナウイルス感染症に係る特別取扱いの実施について

1. 保険料払込猶予期間の延長

保険契約者からの申し出により、保険会社が定める日から最長6ヶ月間の保険料払込猶予期間の延長措置を実施。

2. 保険金等各種支払に関する措置

保険契約者または保険金・給付金受取人からの申し出により、保険金・給付金及び解約返戻金・契約者貸付の請求にかかる必要書類の一部省略等、簡易支払いに関する措置を実施。

(一般社団法人 生命保険協会 新型コロナウイルス感染症に伴う金融上の措置について参考)

補足事項 契約者貸付の特別取扱いにおいて貸付利率の引き下げによる利息の免除対応も実施。

*詳細につきましては、各生命保険会社にお問い合わせください。

(さくらビジネス)

5月の社会保険労務

- 11日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 6月1日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

旧国民年金(障害・母子・準母子・遺児・寡婦)受給権者現況届
労災年金受給権者(1月～6月誕生月の者)定期報告(労働基準監督署)

※ 児童福祉週間(5日～11日)



■5月11日

1 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■5月15日

2 特別農業所得者の承認申請

■6月1日

3 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知

4 3月決算法人の確定申告く法人税・消費税・地方消費税・法人事業
税・(法人事業所税)・法人住民税>

5 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係
る確定申告く消費税・地方消費税>

6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告く消費税・地
方消費税>

7 9月決算法人の中間申告く法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・
法人住民税>(半期分)

8 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者
の3月ごとの中間申告く消費税・地方消費税>

9 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く(法人・個人事
業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2か月分、個人事業者は3
か月分)く消費税・地方消費税>

10 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付

■5月中において都道府県の条例で定める日

11 自動車税(種別割)の納付

賦課期日…4月1日

12 鉦区税の納付

賦課期日…4月1日



労働保険年度更新のお知らせ

労働保険の年度更新の時期が参りました。

労働保険料は、毎年4月1日から翌年3月31までの1年間を保険年度として計算します。

令和2年度年度更新

令和元年度の**確定**保険料の申告・納付

令和2年度の**概算**保険料の申告・納付

申告・納付手続き

「労働保険概算・確定保険料申告書」が労働局より送付されます。

令和2年6月1日から令和2年7月10日まで

なお、当事務組合(徳島県労務能率協会)に加入していただいている事業主様においては、当事務組合が労働保険料の申告・納付の事務を事業主様に代わって行います。

ご注意ください！！

雇用保険料のお知らせ

令和2年4月1日から高年齢労働者を含むすべての雇用保険被保険者について、雇用保険料の納付が必要となります。

(西谷)

新型コロナウイルス感染拡大予防のための当事務所の取組みについて

さくら事務所では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に最大限の配慮をしつつ、決算・申告・助成金申請などの重要業務が滞ることのないよう、下記のような取組みを実施いたします。



- ▶ マスクの着用、外出・面談前後の手洗い・うがい、換気の徹底をいたします。
- ▶ 在席者間の距離を確保し、飛沫感染のリスクを回避します。
- ▶ 資料の受渡しや面談について、可能な限り、メール、郵送、電話その他WEBツール等の利用をいたします。
- ▶ 万が一、感染の疑いがある者が生じた場合には、すみやかに自宅待機とし、保健所の指示に従った適切な処置を行います。

また今後も、感染状況を勘案しながら必要な追加的対策を実施する場合がございます。

お客様、関係各位におかれましては、ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期しては
ますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切
責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
株さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181